

虫尾地区資源保全部会規約

平成 19 年 2 月 20 日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、虫尾地区資源保全部会(以下「保全部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 保全部会は、第3条の構成員による共同活動を通じ、虫尾地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

2 保全部会は、虫尾地域の農業(営農)について考えたり取組んだりする。

(構成員)

第3条 保全部会の構成員は添付様式5-1のとおりとする。

(代表等)

第4条 この保全部会に、代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役2名を置くこととする。代表等役員は添付様式5-2のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この保全部会を代表し、保全部会の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、保全部会の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(会議)

第5条 保全部会の会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 保全部会の会議は、構成員の過半数以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の過半数以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 保全部会の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

一 保全部会の組織運営に関すること

二 保全部会が実施する活動についての計画に関すること

三 保全部会の出納の監査に関すること

四 その他保全部会の目的を達成するために必要な事項

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。